

# 重要事項説明書

## 指定通所介護事業

### デイサービス ひだまり

#### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 河内厚生会
法人所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8907
電話番号	0297-84-0311
代表者氏名	理事長 秋山 義継
設立年月日	平成 12 年 11 月
主な業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・居宅介護支援</li><li>・短期入所生活介護・短期入所療養介護</li><li>・通所介護・日常生活支援総合事業(通所介護)</li><li>・訪問介護・日常生活支援総合事業(訪問介護)</li><li>・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護</li><li>・認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護</li><li>・小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護</li><li>・地域密着型特別養護老人ホーム</li><li>・障害福祉サービス・訪問看護・介護予防訪問看護</li><li>・サービス付き高齢者向け住宅</li></ul>

#### 2. 事業所の概要

事業所名称	デイサービス ひだまり
事業所種類	指定通所介護
指定事業所番号	0873801245
事業所所在地	茨城県稲敷郡阿見町中郷 2-3-4
電話番号	029-893-6588
通常の事業の実施地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・阿見町・牛久市・稲敷市・龍ヶ崎市</li><li>・美浦村・つくば市・土浦市</li></ul> (ただし、通常の事業の実施地域以外であっても、利用決定された場合はこの限りではない。)
利用定員	20 名

#### 3. 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土曜日の週 6 日 但し、年末年始の 12 月 31 日～1 月 3 日迄を除く。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分
その他	転送電話等により、24 時間緊急連絡が可能

#### 4. サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日・祝祭日
サービス提供時間	午前9時から午後4時15分
その他	・柔軟に個別対応させていただきます。 ・9時間以上10時間未満のサービスの提供を行います。

#### 5. 事業所の職員体制

事業所管理者氏名	長谷川 聡
従業員数	常勤6名 非常勤2名

#### 6. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。  事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証の提示を受け「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合とします。

## 【サービス内容】

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。</li> <li>・通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得、交付します。</li> <li>・それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> <li>・サービス提供時間数は、実際にサービス提供した時間ではなく居宅サービス計画及び通所介護計画に位置づけられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行います。</li> </ul>
送 迎		ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
健康チェック		血圧測定、体重測定等、ご利用者の健康状態の把握に努めます。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供及び介助が必要な利用者に対して行います。</li> <li>・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</li> <li>・ご利用者の身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮した食事の提供をします。</li> </ul> ※ただし、食材料費は別途ご負担いただきます。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、ご利用者の状況に応じて身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
	排泄介助	ご利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、移動、移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の状況に応じて行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動等	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

## (2) 基本利用料（別表）

- ①ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をご負担いただきます。  
但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもってその後市町村から、ご利用者の介護保険負担割合に応じた額の払い戻しを受けることができます。
- ②ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (3) 加算（別表）

- ①体制加算：厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、施設のサービス体制（設備、人員配置等）により基本利用料に加えて一律にご負担いただきます。
- ②個別加算：厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、ご利用者の状態により、基本利用料に加えて個別にご負担いただきます。

## (4) その他の利用料（介護保険給付外費用）

種 類	内 容
食材料費	ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。 料金： 1回あたり 600円（おやつ代100円含む）
レクリエーション・クラブ活動	ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金： 実費
複写物交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき： 10円
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適用であるものにかかる費用を負担していただきます。 おむつ代： 実費

- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する理由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (5) 利用料、その他の費用の請求及びお支払い方法

請求方法	前記料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求いたします。
お支払い方法	<p>ご請求月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>ア) 直接現金払いとする。 (請求書発行後、サービス従事者が集金)</p> <p>イ) 利用者指定金融機関口座からの自動振替 ご利用できる金融機関：INET 利用可能金融機関 ゆうちょ銀行</p> <p>★お支払の確認をされましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払がない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

### (6) 利用の中止・変更・追加

- ★利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに担当介護支援専門員又は事業所に申し出て下さい。
- ★利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になってサービス利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

#### 【キャンセル料】

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日、サービス従事者が送迎に出発する前に申し出があった場合	当日利用料金の50%
利用予定日、サービス従事者が利用者宅に到着後に申し出があった場合	当日利用料金の100%
※食材料費に関しては、利用当日に申し出があった場合、食材料費の全額	

- ★サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

- ★事業所の事由により、急にサービスの提供が中断・中止となった場合  
やむを得ずサービスを中断・中止せざるを得ない状態が生じた時は、管理者が  
契約者と誠意をもって協議し、対応します。（代替の同サービスを提供等）

## 8. サービスの利用に関する留意事項

被保険者証・介護保険負担割合証の提示	サービス利用の際には介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示して下さい。 これ等の証の記載事項に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
利用開始について	利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。 また、居宅介護支援が利用者に行われていない等の場合であって必要と認められる時は要介護認定の申請がなされるよう、必要な援助を行うものとします。
食 事	サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただきます。
飲酒・喫煙	飲酒はお断りします。 決められた場所以外での喫煙はお断りします。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
所持品の持ち込み	他の利用者の迷惑となる物の持ち込みはお断りします。
金銭、貴重品の管理	盗難等については、当事業所では責任を負いかねますので、必要以上の金銭は所持しないでください。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
ペットの持ち込み	ペットの持ち込みはお断りします。

## 9. 従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その

## 他迷惑行為

### 10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ①緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性 : 利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 11. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上・知識や技術の向上に努め等必要な措置を行います。

### 12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、事前の打合せにより、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご契約者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また、主事への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

### 13. 事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等、ご利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、ご利用者に対する通所介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き損害賠償を速やかに行います。但し、ご利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

### 14. サービス提供の記録

- (1) 通所介護又は介護予防通所介護の提供の記録を行うこととし、その記録はその完結の日から5年間保存します。

- (2) ご契約者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口	
窓口名称	デイサービス ひだまり 苦情処理係
担当者職、氏名	管理職 長谷川 聡
電話番号	029-893-6588
受付時間	毎週 月曜日～金曜日 午前9時 ～ 午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

町・市役所 介護保険担当課	所在地： 電話番号： 受付時間：平日（月～金）9：00～17：00
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地： 茨城県水戸市笠原町 978-26 電話番号： 029-301-1565 受付時間： 平日（月～金）9：00～17：00

別表

《重要事項説明書による利用料金表》

◆介護保険法による通所介護サービス費

通所介護費基本利用単位数 6～7時間（1日につき）		処遇改善加算 V7	5.6%
要介護 1	584 単位	地域区分 7 級地	10.14 円/1 単位
要介護 2	689 単位		
要介護 3	796 単位		
要介護 4	901 単位		
要介護 5	1,008 単位		

**加算・減算額：**関係法令に基づき、下記の加算減算については当該事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合、及び該当した場合に限り別途所定の料金に加算及び減算されます。

要介護 1～5	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 単位	1 回につき
個別加算	入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位	1 日につき
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位	1 回につき
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位	1 回につき
	栄養アセスメント加算	50 単位	1 月につき
	若年性認知症利用者受入加算	60 単位	1 日につき
延長加算	9 時間以上 10 時間未満	50 単位	1 回につき
同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	-94 単位	1 日につき
送迎減算	送迎を行わない場合	-47 単位	片道につき

## 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	デイサービス ひだまり
説明者氏名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	印
代理人住所	
代理人氏名	印
利用者との続柄	

# 重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）

## デイサービス ひだまり

### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 河内厚生会
法人所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8907
電話番号	0297-84-0311
代表者氏名	理事長 秋山 義継
設立年月日	平成 12 年 11 月
主な業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・短期入所生活介護</li><li>・短期入所療養介護・居宅介護支援</li><li>・通所介護・日常生活支援総合事業(通所介護)</li><li>・訪問介護・日常生活支援総合事業(訪問介護)</li><li>・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護</li><li>・認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護</li><li>・小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護</li><li>・地域密着型特別養護老人ホーム・診療所</li><li>・障害福祉サービス・訪問看護・介護予防訪問看護</li><li>・サービス付き高齢者向け住宅</li></ul>

### 2. 事業所の概要

事業所名称	デイサービス ひだまり
事業所種類	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）
指定事業所番号	0873801245
事業所所在地	茨城県稲敷郡阿見町中郷 2-3-4
電話番号	029-893-6588
通常の事業の実施地域	阿見町・稲敷市・龍ヶ崎市・つくば市・河内町・美浦村 (ただし、通常の事業の実施地域以外であっても、利用決定された場合はこのかぎりではない。)
利用定員	20 名

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土曜日の週 6 日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分
その他	転送電話等により、24 時間緊急連絡が可能

#### 4. サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日・祝祭日
サービス提供時間	午前9時から午後4時15分
その他	・個別に柔軟に対応させていただきます。 ・9時間以上10時間未満のサービスの提供を行います。

#### 5. 事業所の職員体制

事業所管理者氏名	長谷川 聡
従業員数	常勤6名 非常勤2名

#### 6. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者、または事業対象者に対し、適切な介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）を提供することを目的とする。
運営の方針	（介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）） 要支援者、または事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 事業の実施に当たっては、関係する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証の提示を受け「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合とします。

##### 【サービス内容】

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防 通所介護計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護計画を作成します。</li><li>・介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得、交付します。</li><li>・それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供時間数は、実際にサービス提供した時間ではなく居宅サービス計画及び介護計画に位置づけられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護計画の見直しを行います。</li> </ul>
	送 迎	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
	健康チェック	血圧測定、体重測定等、ご利用者の健康状態の把握に努めます。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の提供及び介助が必要な利用者に対して行います。</li> <li>ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</li> <li>ご利用者の身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮した食事の提供をします。</li> </ul> <p>※ただし、食材料費は別途ご負担いただきます。</p>
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、ご利用者の状況に応じて身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
	排泄介助	ご利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、移動、移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の状況に応じて行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動等	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

## (2) 基本利用料（別表）

- ①ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をご負担いただきます。  
但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもってその後市町村から、ご利用者の介護保険負担割合に応じた額の払い戻しを受けることができます。
- ②ご利用者が、まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ④介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）について
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）の利用頻度は利用する曜日や内容等について、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防・日常生活支援（介護予防通所サービス）計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ必要に応じて変更することがあります。
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）の利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても以下の各号に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
    - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
    - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
    - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
  - ・利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の割引または増額はしません。

### (3) 加算（別表）

①体制加算：厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、施設のサービス体制（設備、人員配置等）により基本利用料に加えて一律にご負担いただきます。
②個別加算：厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、ご利用者の状態により、基本利用料に加えて個別にご負担いただきます。

### (4) その他の利用料（介護保険給付外費用）

種 類	内 容
食材料費	ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。 料金： 1回あたり 600円（おやつ代100円含む）
レクリエーション・クラブ活動	ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金： 材料代等の実費をいただきます。
複写物交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき：10円
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適用であるものにかかる費用を負担していただきます。 おむつ代：実費
<p>・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する理由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。</p>	

### (5) 利用料、その他の費用の請求及びお支払い方法

請求方法	前記料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求いたします。
お支払い方法	<p>ご請求月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>ア) 直接現金払いとする。 (請求書発行後、サービス従事者が集金)</p> <p>イ) 利用者指定金融機関口座からの自動振替 ご利用できる金融機関：INET 利用可能金融機関 ゆうちょ銀行</p> <p>★お支払の確認をされましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払がない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## (6) 利用の中止・変更・追加

- ★利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに担当介護支援専門員又は事業所に申し出て下さい。
- ★利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になってサービス利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

### 【キャンセル料】

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日、サービス従事者が送迎に出発する前に申し出があった場合	当日利用料金の 50%
利用予定日、サービス従事者が利用者宅に到着後に申し出があった場合	当日利用料金の 100%
※食材料費に関しては、利用当日に申し出があった場合、食材料費の全額	

- ★サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供がきでない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ★事業所の事由により、急にサービスの提供が中断・中止となった場合やむを得ずサービスを中断・中止せざるを得ない状態が生じた時は、管理者が契約者と誠意をもって協議し、対応します。(代替の同サービスを提供等)

## 8. サービスの利用に関する留意事項

被保険者証・介護保険負担割合証の提示	サービス利用の際には介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示して下さい。 これ等の証の記載事項に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
利用開始について	利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。 また、居宅介護支援が利用者に行われていない等の場合であって必要と認められる時は要介護認定の申請がなされるよう、必要な援助を行うものとします。
食 事	サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただきます。
飲酒・喫煙	飲酒はお断りします。 決められた場所以外での喫煙はお断りします。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
所持品の持ち込み	他の利用者の迷惑となる物の持ち込みはお断りします。

金銭、貴重品の管理	盗難等については、当事業所では責任を負いかねますので、必要以上の金銭は所持しないでください。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
ペットの持ち込み	ペットの持ち込みはお断りします。

## 9. 従業員の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ①緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 11. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上・知識や技術の向上に努め等必要な措置を行います。

## 12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、事前の打合せにより、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご契約者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また、主事への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

## 13. 事故発生時の対応方法

- (1) ご利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の

家族等、ご利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、ご利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き損害賠償を速やかに行います。但し、ご利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(2) 事故が生じた際にはその原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

#### 14. サービス提供の記録

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）の提供の記録を行うこととし、その記録はその完結の日から5年間保存します。

(2) ご契約者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口	
窓口名称	デイサービス ひだまり 苦情処理係
担当者職、氏名	管理職 長谷川 聡
電話番号	029-893-6588
受付時間	毎週 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付期間

町・市役所 介護保険担当課	所在地： 電話番号： 受付時間：平日（月～金）9：00～17：00
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地： 茨城県水戸市笠原町 978-26 電話番号： 029-301-1561 受付時間： 平日（月～金）9：00～17：00

※『介護予防通所サービス』・『通所介護相当サービス』・『国基準通所型サービス』・『第一号通所事業』等は、事業名称が異なるが同じ事業内容である。

別表

《重要事項説明書による利用料金表》

◆介護予防・日常生活支援総合事業サービス費

通所型独自サービス 1	事業対象者・	1,798 単位	1 月につき
	要支援 1	59 単位	1 日につき
通所型独自サービス 2	事業対象者・	3,621 単位	1 月につき
	要支援 2	119 単位	1 日につき

注：介護予防・日常生活支援総合事業

国が規定する単位数を上限として、市町村が単位数を規定するため、基本利用料は各市町村が定めた基本利用料とする。

処遇改善加算 III	5.6%	
地域区分	5 級地 (10.70 円)	龍ヶ崎市・つくば市
	7 級地 (10.21 円)	阿見町・稲敷市・河内町
	その他	美浦村

加 算 ・ 減 算 額

関係法令に基づき、下記の加算については当該事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に限り別途所定の料金に加算されます。

サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援 1	88 単位	1 月につき
	事業対象者・要支援 2	176 単位	1 月につき
若年性認知症利用者受入加算		240 単位	1 月につき
同一建物減算 I	事業対象者・要支援 1	-376 単位	
同一建物減算 II	事業対象者・要支援 2	-752 単位	
送迎減算	送迎を行わない場合	-47 単位	片道につき

ご利用者自己負担は介護保険負担割合証の提示を受け「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。

## 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	デイサービス ひだまり
説明者氏名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービス）の提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	印
代理人住所	
代理人氏名	印
利用者との続柄	